

坂水施発第248号
令和5年5月22日

各 関 係 者 様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 齊 藤 芳 久
(公 印 省 略)

漏水調査の実施について（お知らせ）

水道事業に関しまして、平素よりご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度皆様方の地域内におきまして、下記のとおり漏水調査を実施することになりました。この調査は限りある水を大切にするため、漏水を早期発見し修繕することを目的として行うものです。

つきましては、漏水調査で昼間宅地内の水道メーターまで立ち入って漏水確認作業をさせていただきます。また、道路における配水管の調査については、水の使用や騒音の少ない夜間にも行いますが、交通等に支障のないよう十分配慮し実施いたします。

なお、委託業者の調査員には身分証明書の携帯を義務付けておりますが、ご不明な点がございましたら当企業団までご連絡をお願いいたします。

何卒この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 調査区域（裏面「令和5年度漏水調査範囲」参照）

(1) 坂戸市 西坂戸、鶴舞、千代田、関間、柳町、片柳、溝端町、清水町、石井、泉町、薬師町、伊豆の山町、末広町、塚越、南町

(2) 鶴ヶ島市 太田ヶ谷、上広谷、五味ヶ谷、下新田、脚折、脚折町、鶴ヶ丘、藤金、富士見、松ヶ丘

2 調査期間 令和5年6月12日から令和6年3月22日まで

3 漏水調査の作業内容 バルブ（止水栓）及び水道メーターに器具（音聴棒）を当て、漏水音の有無を確認します。異常が無ければ5分程度の作業となります。なお、水道メーターより建物側の調査及び屋内への立ち入りはいたしません。また、この作業で委託調査員が水栓器具の販売や給水管の洗浄サービスなどの斡旋は一切行いません。

4 委託業者 株式会社ウォーターサポート
埼玉県桶川市坂田西三丁目54番地の4
電話048-782-7180

5 発注者 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 施設課 維持担当
電話 049-285-8178（鶴ヶ島浄水場 事務棟）
アドレス：shisetsu@sakatsuru-suido.or.jp

令和5年度漏水調査範囲

